

§ 4 男 女 共 同 参 画

1 男女共同参画に関する施策の概要

国では、男女共同参画社会の実現をめざし、総合的、計画的に男女平等政策を進めていくための基本となる法律、「男女共同参画社会基本法」を平成11年6月23日から施行し、「男女共同参画基本計画」を平成12年12月に策定しました。

函館市では、平成10年に「～男女共同参画社会をめざす～はこだてプラン21」を策定、また平成17年には、「函館市男女共同参画推進条例」を制定し、誰もが男女平等を実感できる社会の実現に向けた取り組みを進めてきました。

これにより市民意識も少しずつ変化してきましたが、固定的性別役割分担意識やこれを反映した社会慣行などは依然として残っており、さらに今後は少子高齢化の進行や家族形態・労働環境の変化など、新たな状況への対応も求められています。

このようなことから、引き続き男女共同参画を推進するため、平成20年には条例の基本理念を踏まえた第2次函館市男女共同参画基本計画「はこだて輝きプラン」を、平成30年3月には、それに次ぐ第3次基本計画を策定しました。

条例の基本理念である「男女の人権の尊重」、「社会における制度または慣行についての配慮」、「政策等の立案決定への共同参画」、「家庭生活とその他の活動の両立」、

「性に関する理解と尊重」、「国際社会の動向への留意」を踏まえ、施策を推進するため、講座の開催など各種啓発活動を含め、男女共同参画に関する事業を行っています。

(1) 函館市男女共同参画推進条例の制定（平成17年3月25日）

男女共同参画の基本理念等を明らかにし、市・市民・事業者が一体となって男女共同参画社会の実現をめざします。

(2) 男女共同参画審議会（平成17年度～）

男女共同参画の推進について、市長の諮問に応じ、調査審議することにより男女共同参画の実現に向けて、良識的かつ専門性の高い意見を徴します。

ア 組織および委員

- ・ 委員数 12人以内
- ・ 構成 (ア) 学識経験者
 - (イ) 男女共同参画関係団体からの推薦者
 - (ウ) 企業経営者
 - (エ) 関係行政機関
 - (オ) 公募委員

イ 委員名簿

(令和3年6月末日現在)

区分	氏名	所属団体または職業
学識経験者	西谷 さおり	函館市小学校長会
	塗 政江	行政相談委員（男女共同参画担当）
	荒木 知恵	函館弁護士会
	木村 育恵	北海道教育大学教育学部函館校
	池田 延己	北海道高等学校長協会道南支部
男女共同参画関係 団体からの推薦者	埜澤 彩香	連合北海道 函館地区連合会
	佐々木 香	函館市女性会議
企業経営者	田口 輝	(公社)函館法人会 青年部会
	富田 秀嗣	函館商工会議所
関係行政機関	松本 伸	北海道渡島総合振興局
公募委員	京田 教子	-
	喜多 岳史	-

(敬称略)

(3) 男女共同参画苦情処理制度（平成17年度～）

男女共同参画の推進の観点から、市が実施する施策等についての苦情の申し出とともに、性差別など人権の侵害に係る相談を第三者が受け止め、解決へ向けて適切に対応することにより、男女共同参画社会の実現を目指します。

(4) 主な事業の概要

ア 啓発事業

(ア) はこだて男女共同参画フォーラム（平成元年度～）

毎年、市内の団体が参加し、男女共同参画社会の実現をめざし、市民意識の高揚を目的に講演会などを行います。

令和2年度

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止し、代替として女性センターでミニフォーラムを開催した。

講 師：木村 育恵氏

（北海道教育大学函館校国際地域学科教授）

佐藤 香氏
(N P O 法人ウイメンズネット函館)
テーマ：「コロナ禍のいまこそ、まちづくりをジェンダーの視点から考える」

(イ) 男女共同参画情報誌「マイセルフ」の発行（平成12年度～）

市民各層に男女共同参画の意識づくりを進めるため、市民のニーズに沿った情報誌を発行します。

(令和2年度 Vol. 64・65 各5,000部発行)

※ 昭和47年度～「はこだての婦人」発行

※ 平成24年度から女性センター指定管理者に業務委託

(ウ) 男女共同参画啓発誌の発行（平成13年度～）

男女共同参画の意識づくりについては、若年層から裾野を広げていくことが、より効果的であることから、小中学生向け啓発誌を作成します。

(令和2年度 小学生版2,600部、中学生版2,300部発行)

(エ) 事業者向け勉強会の開催（平成25年度～）

男女共同参画社会の実現を視野に入れた職場環境の整備やワーク・ライフ・バランスについての意識啓発を推進することを目的として、市内事業所の経営者や人事担当者等を対象に、勉強会を行います。

令和2年度

講 師：伊藤 輝美 氏（ワーク・ライフ・バランス北海道）ほか

テーマ：「コロナを機に考えるこれからの働き方～テレワークの導入で変わる会社の未来～」

(オ) ワーク・ライフ・バランスアドバイザー派遣事業の実施（平成30年度～）

男女共同参画社会の形成に必要なワーク・ライフ・バランスを推進するため、企業や高等教育機関等にアドバイザーを派遣します。

令和2年度実施回数

企 業	5社
高等 教育 機関 等	2校

(カ) 性的少数者への理解の促進（平成30年度～）

L G B T（性的少数者）当事者が、ありのまま生きられるよう、偏見のない地域社会の実現を目指し、啓発パンフレットの作成により市民への啓発に努めています。

令和2年度3,000部発行

イ 政策や方針決定過程への女性の登用促進

女性人材リストの作成（平成25年度～）

政策・方針決定過程への女性の参画を推進し、あらゆる分野への女性の活躍の場を拡げるため、様々な分野にわたる人材を「女性人材リスト」に登録し、府内各部局へ女性人材の情報提供を行っています。

(5) 女性団体への運営補助

函館市女性会議補助金（昭和61年度～）

函館市の女性団体が連絡協調し、女性団体活動を推進し、女性の地位向上を図るとともに、男女共同参画社会の形成を目指した本市のまちづくりに貢献することを目的として、補助金を交付しています。

（令和2年度 補助金141,486円）

(6) 函館市女性センターにおける施策の推進

女性の福祉の増進と教養の向上を図り、および男女共同参画社会の形成の促進をめざして、学習講座や教養講座などを開催するとともにセンターを利用しているグループの育成支援に努めます。

- 平成18年度から指定管理者制度導入

（平成18年度～20年度 函館家庭生活カウンセラークラブ）

（平成21年度～23年度 にっぽん生活文化楽会）

（平成24年度～28年度 にっぽん生活文化楽会）

（平成29年度～令和3年度 にっぽん生活文化楽会）